

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

南海トラフ地震防災対策推進計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱については、第1編第1章第4節「防災関係機関の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずるものとする。

3 南海トラフ地震に関連する情報

南海トラフ沿いにおける大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価され、気象庁から南海トラフ臨時情報（調査中）、南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）等が発表される。

「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります</p>

「南海トラフ地震臨時情報」の種類ととるべき対策や期間

種類	対策等 (上段：発表の条件・下段：対策や期間)
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監視領域内（下図黄枠部）でマグニチュード6.8以上^{※1}の地震^{※2}が発生 ・ 1カ所以上のひずみ計^{※3}での有意な変化^{※4}と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^{※4}が観測され、想定震源域内のプレート境界（下図赤枠部）で通常と異なるゆっくりすべり^{※5}が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測 <p>○迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達に努める。</p>
巨大地震警戒	<p>○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^{※6}8.0以上の地震が発生したと評価した場合</p> <p>○情報の収集や伝達に努めるとともに、1週間、後発地震に対して警戒する措置をとり、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。</p>
巨大地震注意	<p>(1)監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^{※2}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く）</p> <p>(2)南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でMw7.0以上の地震が発生した場合</p> <p>(3)想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合</p> <p>○情報の収集や伝達に努めるとともに、下記の期間、後発地震に対して注意する措置をとる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発表条件(1)の場合、1週間 ・ 発表条件(2)の場合、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間

※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始します。

※2：太平洋プレートとの沈み込みに伴う震源が深い地震は除きます。

※3：気象庁及び静岡県により東海地域に設置されたひずみ計、産業技術総合研究所により愛知県、三重県、和歌山県、高知県、愛媛県に設置されたひずみ計を使用します。

※4：気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさで異常レベルを1～3として、異常監視を行っています。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されています。

※5：ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味します。南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されています。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいの発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始します。なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としません。

※6：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っています。

ます。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いています。

第2節 災害対策本部等の設置等

1 災害対策本部等の設置

町長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに本山町災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「災害対策本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

2 災害対策本部等の組織及び運営

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、本山町災害対策本部設置条例及び本山町災害対策本部運営要領に定める。

3 災害応急対策要員の参集

- (1) 町長は、通常の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとする。
- (2) 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第3節 関係者との連携協力の確保

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

- ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。
- イ 県に対して管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、ドライバー等（以下「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

(2) 人員の配置

人員の配備状況を県に報告する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
- イ 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2 他機関に対する応援要請

(1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。

ア 高知県内市町村災害時相互応援協定（資料1-5、1-6参照）

- (ア) 災害応急対策の実施にあたって必要な場合、町長は、他市町村長及び県知事に対して応援を要請する。
- (イ) 各課は、応援が必要と判断した場合、総務課を通じて町長に申し出る。
- (ウ) 応援要請及び受け入れは、所管課が個別に協定等を締結している場合を除き、総務課を窓口として行う。
- (エ) 応援隊到着後の活動の調整は、各所管課が行う。

イ 高知県消防防災ヘリコプター応援協定（行方不明者の捜索）（資料1-7参照）

- (ア) 生き埋め等により多数の行方不明者が発生した場合、総務課は、行方不明者に関する相談窓口を設置し、情報提供及び相談に応じるとともに、捜索が必要とされる者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の必要事項を聴取・記録の上、消防署、警察署等に総務課員を派遣するなど防災関係機関と緊密に連携し、的確な情報の把握に努める。
- (イ) 救出活動にあたっては、総務課、消防団、消防署、警察署、自衛隊派遣部隊等の防災関係者が連携を密にし、それぞれの立場から迅速に実施する。
- (ウ) 総務課は、行方不明者の捜索、救出活動又は後方活動に関する情報を町長に報告するとともに、必要に応じ関係各課に対して、各種協定等に基づく関係機関、業者、団体等

の協力を要請する。

- (エ) 生き埋め等により多数の行方不明者が発生した場合、総務課は、災害対策調整会議を逐次開催して捜索関係機関との連携を密にする。
- (2) 必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。

第4節 地震発生時の応急対策等

1 地震発生時の応急対策

(1) 情報の収集・伝達

地震発生時において、地震情報及び被害状況を迅速、確実に収集し、住民及び関係機関に伝達しなければならない。情報の収集にあたっては、特に住民の生命にかかわるものに重点を置くものとする。

ア 情報の収集・伝達活動については、第1編第3章第3節「情報の収集・伝達」及び第4節「通信連絡」により実施する。また、住民への避難指示等の実施等については、第1編第3章第8節「避難活動等」によるものとする。

イ 通信の途絶、交通の障害等により、町長等と災害対策本部の連絡が取れない場合の職務の代理者は、次のとおりとする。

順位	職名
第1順位	副町長
第2順位	教育長
第3順位	総務課長

(2) 避難活動等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、避難指示等を速やかに発し、誘導を行う。その際、災害の状況により必要に応じて指定避難所の開設・運営を行う。

具体的な活動内容については、第1編第3章第8節「避難活動等」に準ずる。

(3) 施設の緊急点検・巡視

必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び指定避難所、指定緊急避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努める。

(4) 二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

具体的な活動内容については、第1編第3章第9節「災害拡大防止活動」に準ずる。

(5) 消防・水防・救助・医療活動

発災後、関係機関、住民、自主防災組織等と協力して、救助・救急活動及び消火活動を実施する。また、地震発生を原因とする津波及び洪水への対応については水防法第7条及び同法第32条に基づく「水防計画」に基づき、医療活動については「本山町災害時医療救護計画」に基づき、それぞれ関係機関と連携して実施する。

具体的な活動内容については、第1編第3章第7節「警戒活動」、第9節「災害拡大防止活動」及び第15節「医療・助産」に準ずる。

(6) 物資調達

発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給を要請する。

(7) 輸送活動

発災後の応急活動を効率的に実施できるように、緊急度、重要度を考慮しつつ、関係機関が協力し、緊急輸送活動に取り組むものとする。

具体的な活動内容については、第1編第3章第10節「緊急輸送活動」に準ずる。

(8) 保健衛生・防疫活動

被災地域の衛生状態、健康状態を把握した後、消毒活動及び保健衛生活動の実施計画書を作成し、必要要員、物資の調達にあたり、関係機関の協力を得て防疫活動及び保健衛生活動を実施する。

具体的な活動内容については、第1編第3章第16節「消毒・保健衛生」に準ずる。

(9) 廃棄物処理

ア し尿の処理

し尿処理施設の被害状況及び被災状況を把握した後、汲み取りを要する地域の優先度等を考慮したし尿処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。町は、処理に必要な人員、物資の調達にあたり、必要に応じて近隣市町村及び県に要請し、し尿処理を計画的に実施する。

イ ごみの処理

被害状況から発災時のごみの量を想定したごみ処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。処理に必要な人員、物資の調達にあたり、必要に応じて近隣市町村及び県に要請し、ごみ処理を計画的に実施する。

なお、具体的な活動内容については、第1編第3章第17節「廃棄物処理」に準ずる。

(10) 遺体の検案等

ア 遺体を発見した旨の連絡を受けたときは、直ちに警察署に通報する。

イ 遺体の検案は、関係法令に基づき、原則として警察の検視班の指示により町の設置する検案所で医師が行う。迅速な検案を実施するため、検案所の環境整備を行う。身元確認作

業等については、必要に応じ歯科医師の協力を得る。

ウ 遺体の身元の識別又は埋葬が行われるまでの間、遺体は町が設置を検討する安置所に集め一時保存する。

エ 検案実施後、迅速に遺体を安置し、遺族への対応を円滑に行う必要があるため、検案所は安置所と連動できる場所とする。

オ 火葬場や、柩等埋葬に関する手配を速やかに行う。

カ 亡くなられた方の遺族が埋葬を行うことが困難な場合、又は遺族がない場合は、応急的に火葬又は土葬を行う。遺族が判明していない場合の遺骨は、寺院等に一時保管を依頼する。また、遺骨の引き取り者のない場合は、無縁墓地に埋葬又は納骨堂に収蔵する。

(11) 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

災害発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するための措置並びに災害死した動物の処理を県、民間団体及び住民の協力をもとに実施する。

(12) 応急仮設住宅等

地震により居住する住家がなく、自らの資力では住宅を得ることができない者に対しては、高齢者、障がい者に配慮した構造、設備を備えた応急仮設住宅を建設する。また、長期的な避難生活として施設が不足する場合は、臨時的に野外に避難施設を設置する。

具体的な活動内容については、第1編第3章第20節「応急仮設住宅の建設等」に準ずる。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき次の施設等については、別に定める事業計画に基づき、計画的に整備を図る。

なお、町有施設の耐震化は、今後、検討のうえ、整備計画を立て整備を図る。

- (1) 指定緊急避難場所、指定避難所
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動を確保するための道路
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- (6) 社会福祉施設の改築又は補強
- (7) 小学校、中学校の改築又は補強
- (8) ため池
- (9) 地域防災拠点施設

第6節 防災訓練計画

1 防災訓練の実施

- (1) 町及び防災関係機関は、地震の震度予測を参考に、地域特性を考慮して、実情に即した実践的な防災訓練を企業、NPO、ボランティア及び地域住民と協力して、少なくとも年1回以上実施する。また、訓練後には地域防災計画の点検や評価を行うとともに、訓練を通じて得られた課題に基づいて、計画の見直し等を行う。
- (2) (1)の防災訓練は、次の訓練を実施することとし、地域住民等の参加する防災訓練は、地震発生から安全な指定避難所までの円滑な誘導等を中心とした災害応急対策を実施する。
 - ア 初動体制の確立訓練の実施
地震発生時の各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施する。
 - イ 現地訓練の実施
地震発生時に実際に行うことを検証することを目的として、現場訓練を実施する。その際、関係機関や関係者との連携を十分に考慮する。
 - ウ 情報収集・伝達等に関する訓練の実施
情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及びとりまとめ、収集情報の広報を目的に訓練を実施する。
 - エ 図上訓練の実施
様々なシナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を関係機関と連携し、実施する。
- (3) 自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

南海トラフ地震に関する地震防災上必要な教育を町職員、住民、学校現場等に対して、地震に対する正しい知識と行動力を身につけるための、防災教育及び広報を推進する。

1 町職員に対する防災教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため必要な防災教育を推進する。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

2 住民等に対する防災教育

関係機関と協力して、地域の実態に応じて地域単位、職場単位、自主防災組織単位等で住民等に対する防災教育を推進する。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出荷防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 保育所及び学校教育における防災教育

児童生徒に対し、学校教育課程において、地域防災上必要な防災教育を推進する。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動、津波及び山津波（土石流等）に関する知識

- (2) 地震、津波及び山津波（土石流等）に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 保育士及び教員が果たすべき役割
- (5) 家庭内での地震防災対策の内容

4 防災知識の普及方法

住民の防災意識の向上を図るため、様々な方法により、地域防災上必要な防災知識について広報するものとする。

- (1) IP告知放送、緊急連絡メール、防災行政無線（同報系、停電時使用）等の各種情報伝達手段の充実
- (2) 防災拠点及び避難所としている各小中学校のパソコンの活用
- (3) 南海トラフ地震に備える広報紙（チラシ）の発行
- (4) 定期的に地域防災フォーラム（仮称）を開催

5 相談受付

地震対策の実施上の相談を受ける際には総務課が対応する。

第8節 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

気象庁により「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応ガイドライン」（国のガイドライン）と「南海トラフ地震臨時情報」発表時における住民の事前避難の検討手引き」（高知県手引き）を基に住民避難やその啓発、事前対策を講じることで被害の軽減につなげる取り組みを実施する。

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策

（第1編第3章第3節及び第2編第3章第1節を参照）

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された際には、迅速に初動体制の確立を図り、情報の収集や伝達に努めるとともに、災害発生に備え応急活動体制をとる。

(1) 職員の参集・配備基準

（第2編第3章第1節1 動員配備体制を参照）

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに、1週間、後発地震に対して警戒する措置をとり、当該機関経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(1) 職員の参集・配備基準

（第2編第3章第1節1 動員配備体制を参照）

(2) 事前避難対象地域

町が事前に避難しておくことが望ましいとしてあらかじめ定めた次の地域（以下「事前避難対象地域」という。）に対しては、避難指示を発令する。

○事前避難対象地域

ア 耐震性の不足する住宅にお住まいの方

イ 土砂災害警戒区域（種別：急傾斜地に崩壊）の斜面際から距離がおおむね10m

(3) 住民への周知

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係する事項について IP 告知放送、広報車等を利用し周知する。

イ 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(4) 避難対策等

ア 地域住民等の避難行動等

（ア）地震発生時に発生する土砂災害は、人的被害の発生リスクが高い地域を絞り込むことが困難であることから、住民が避難する場合は、知人宅や親類宅への避難を促すことを基本とする。

(イ) 避難所が開設された場合は、安全にかつ速やかに事前避難が実施できるよう、避難場所から避難所に移動するタイミングや、開設する避難所、避難経路、避難実施責任者等避難実施に係る具体的な検討を行う。

(ウ) 事前避難対象地域内外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

イ 避難所の運営（第1編第3章第8節11 指定避難所の管理・運営を参照）

(5) 消防機関等の活動

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導や消火活動が迅速且つ円滑に行われるよう対策を講じる。

(6) ライフライン等の対策（第1編第3章第21節を参照）

必要なライフラインの供給体制を確保するものとする。その際、後発地震に備えて、必要がある場合は、実施する措置を定める。

(7) 学校・保育園の対応

ア 小中学校

原則、休校とする。

イ 保育園

企業活動が行われる場合があるため、休園としないが、通常の受け入れとは異なる場合がある。

(8) 交通対策

ア 道路

(ア) 町は、道路管理者等との調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報をあらかじめ情報提供するものとする。

(イ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知するものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、情報の収集や伝達に努めるとともに下記の期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

(1) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生し、巨大地震注意が発表された場合は1週間

(2) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間

ア 職員の参集・配備基準

(第2編第3章第1節1 動員配備体制を参照)

イ 事前避難対象地域

町が事前に避難しておくことが望ましいとしてあらかじめ定めた次の地域（以下「事前避難対象地域」という。）に対しては、住民の自主避難を促す。

(ア) 耐震性の不足する住宅にお住まいの方

(イ) 土砂災害警戒区域（種別：急傾斜地に崩壊）の斜面際から距離がおおむね10m

ウ 住民への周知

(ア) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係ある事項について IP 告知放送、緊急速報メール、防災行政無線等を利用し周知する。

(イ) 地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

エ 学校・保育園の対応

(ア) 小中学校

避難場所や避難経路の確認など、日頃からの地震の備えを再確認し、通常の運営を行う。

(イ) 保育園

企業活動が行われる場合があるため、休園としないが、通常の受け入れとは異なる場合がある。

4 町が管理等を行う施設等に関する対策

施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。

内容

第1節 総則	68
1 推進計画の目的	68
2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	68
3 南海トラフ地震に関連する情報	68
第2節 災害対策本部等の設置等	71
1 災害対策本部等の設置	71
2 災害対策本部等の組織及び運営	71
3 災害応急対策要員の参集	71
第3節 関係者との連携協力の確保	72
1 資機材、人員等の配備手配	72
2 他機関に対する応援要請	72
第4節 地震発生時の応急対策等	74
1 地震発生時の応急対策	74
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	77
第6節 防災訓練計画	78
1 防災訓練の実施	78
第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	79
1 町職員に対する防災教育	79
2 住民等に対する防災教育	79
3 保育所及び学校教育における防災教育	79
4 防災知識の普及方法	80
5 相談受付	80
第8節 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応	81
1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策	81
2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策	81
3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策	82
4 町が管理等を行う施設等に関する対策	83